

令和5年度在宅医療介護連携支援事業 －往診代診医師派遣事業について－

< 令和5年4月21日版 >

往診代診医師派遣事業スキーム

【事前に行うこと】

主治医より患者および介護者へ、主治医以外の代診サポート医師が来る可能性の説明を行う。
代診サポート医師との診療情報の共有方法について調整。（電子カルテ、サマリ等）

- (1) 派遣依頼医療機関は、事務局へ、往診代診医師派遣の希望日程調整を依頼。（様式1）
- (2) 事務局は、代診サポート医師へ日程の調整。（様式2）
- (3) 事務局は、派遣依頼医療機関へ、代診サポート医師決定の通知。（様式3）
- (4) 派遣依頼医療機関は、代診サポート医師を非常勤医師として登録。（様式4）



【代診当日に行うこと】

患者もしくは介護者より、派遣依頼医療機関に対して病状変化等の発生の連絡。

- (1) 派遣依頼医療機関（主治医、もしくは指示を受けた看護師）は、代診サポート医師へ往診依頼の連絡。（電話連絡）
- (2) 代診サポート医師は、往診（派遣依頼医療機関の非常勤として診療）の実施。

【代診後に行うこと】

- (1) 代診サポート医師は、事務局へ実施報告をする。（様式5）
- (2) 事務局は、派遣依頼医療機関へ往診代診医師派遣報告書を提出。（様式6）
- (3) 派遣依頼医療機関は、往診件数に応じた報酬、および待機に対する報酬を代診サポート医師へお支払い。（別添資料1）

往診代診医師派遣スキーム（イメージ）

